

第2弾 日高町 フォトコンテストを開催しています

日高町の魅力が感じられる作品をご応募ください。

受賞発表は、ホームページにて受賞者を発表し、受賞作品についてはホームページ等で掲載します。



【応募資格】

年齢・プロ・アマ不問

※ただし、本人撮影作品に限る

【応募方法】

応募票と写真を郵送または役場へご持参ください。

※応募票は、ホームページからダウンロードできます。

【各賞】

- ・大賞 1名 商品券3万円
- ・金賞 1名 商品券2万円
- ・銀賞 2名 商品券1万円
- ・特別賞 数名 賞品

【応募期間】

令和4年7月1日(金)～令和5年2月28日(火)

【応募規定】

日高町内で撮影された日高町の魅力が伝わる写真

(例)魅力的な地形や風景、自然の恵み、
地元特有の動植物、歴史や文化、
農業、漁業、地場産業、
町内での人々の営み など

※その他詳しい内容については、以下のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【応募・お問い合わせ先】

企画まちづくり課 ☎63・3806

防災行政無線が電話で確認ができます!!

防災行政無線で放送された内容(24時間以内)を、ご自宅の電話を使って確認できます。(マイク放送は不可。)確認手順は次のとおりです。

- ①フリーダイヤルに電話を掛けます。
- ②音声ガイダンスの後に放送が流れます。ガイダンスに従い、操作してください。



フリーダイヤル  0120・431・670

【お問い合わせ先】総務課 ☎63・2051

鳥獣害対策を行いましょ

イノシシ、シカといった野生鳥獣の被害に加えて、近年ニホンザルの出沒も増えてきており、目撃や被害が多くなっています。

集落全体の問題ととらえ、鳥獣害対策をお願いします。



■集落を野生鳥獣のエサ場や隠れ場所にしないように

収穫しないような農作物などもエサとなります。野生鳥獣が労せず栄養価の高いエサが食べられると認識してしまうと、農作物被害拡大や個体数の増加の要因となります。

以下の対策を行うことで被害の減少につながりますので、ご協力をお願いいたします。

- ・ 収穫後の放置果樹や稲刈り後のひこばえ(二番穂)の除去
- ・ 野菜くずや残飯などの生活ごみを放置しない
- ・ 耕作放棄地や藪などの隠れる場所をなくす

■動物駆逐用煙火(追い払い花火)の使用について

動物駆逐用煙火(追い払い花火)は鳥獣害対策の手段のひとつですが、威力の強い火薬が用いられているため取扱いや保管について以下の内容に十分ご注意ください。

- ・ 製品に破損がないか確認
- ・ 専用ホルダーの使用
- ・ 周囲の安全確認
- ・ 使用中は筒口を覗かない
- ・ 自動車など高温になりやすい所には存置しない

また、夜間での使用は騒音トラブルの原因や周囲の安全確認がわかりづらくなりますのでお控えください。

【お問い合わせ先】 産業建設課 ☎63・3804



第2回

福祉・介護・保育の就職フェアわかやま

求人事業所の人事担当者と直接面談ができます。

また、参加者(会場)と事業所(事業案内)をWEBでつなぎ、ビデオ通話で面談もできます。福祉の仕事に興味・関心のある方はどなたでも参加していただけます。

日時：11月5日(土) 13:00～16:00(受付12:30～)

場所：和歌山ビッグ愛 1階 大ホール

【お申込み・お問い合わせ先】 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会
福祉人材センター「ハートワーク」
☎073・435・5211

